

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全に期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>都道府県ごとに全て市区町村が加入する後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となり制度の運営を行うが、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。</p> <p>対象となる被保険者は、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65～74歳の者であって、広域連合から障がい等による被保険者資格の認定を受けた者である。</p> <p>なお、本市における対象者は、本市に住民票を有する上記の者である。</p> <p>本市と広域連合との基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市＝各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収 ○広域連合＝被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 <p>であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証等の即時交付申請 <ul style="list-style-type: none"> 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 <ul style="list-style-type: none"> 本市から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、本市から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 2. 賦課・収納・還付業務 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課 <ul style="list-style-type: none"> 本市から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、本市から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。 ・保険料収納管理 <ul style="list-style-type: none"> 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、本市において保険料に関する徴収方法及び納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 ・保険料還付 <ul style="list-style-type: none"> 保険料の過誤納金があり保険料滞納分の充当等がない場合、還付通知書を送付し、還付申請を受け付ける。 ※還付申請で公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会し、該当口座に還付。 3. 給付業務 <ul style="list-style-type: none"> 本市において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 後期高齢者医療保険料徴収システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム <p>※後期高齢者医療広域連合電算処理システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 庁内連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 別表第一 59
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第82項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健衛生部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市 健康福祉局 保健衛生部 国保年金課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2290

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	I 5 所属長	国保年金課長 三島 健一	国保年金課長 河本 英典	事後	人事異動による変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	I 5 部署	健康福祉子ども局国保年金課	健康福祉局保険衛生部国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	I 7 請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 市政情報プラザ 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	I 8 連絡先	熊本市 健康福祉子ども局 国保年金課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2290	熊本市 健康福祉局 保険衛生部 国保年金課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2290		
平成30年3月26日	II 1 いつ時点の計数か	平成26年7月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	II 2 いつ時点の計数か	平成26年7月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年10月3日	I 5 ② 所属長	国保年金課長 河本 英典	国保年金課長 今村 利清	事後	人事異動による変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年10月3日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年4月30日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年10月3日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月26日	I 5 ②所属長	国保年金課長 今村 利清	国保年金課長	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更
令和3年3月31日	I 5 ①部署	健康福祉局保険衛生部国保年金課	健康福祉局保健衛生部国保年金課	事後	字の誤りの修正のため、重要な変更には該当しない。
令和3年3月31日	I 8 連絡先	熊本市 健康福祉局 保険衛生部 国保年金課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2290	熊本市 健康福祉局 保健衛生部 国保年金課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2290	事後	字の誤りの修正のため、重要な変更には該当しない。
令和3年3月31日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年4月30日時点	令和2年4月30日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和3年3月31日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月30日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和4年3月22日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和4年3月22日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計時点の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和4年9月30日	I 1 ②事務の概要	2. 賦課・収納業務	2. 賦課・収納・還付業務	事前	
令和4年9月30日	I 1 ②事務の概要	-	・保険料還付 保険料の過誤納金があり保険料滞納分の充当等がない場合、還付通知書を送付し、還付申請を受け付ける。 ※還付申請で公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会し、該当口座に還付。	事前	
令和5年3月1日	I 4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和5年3月1日	I 4 ②法令上の根拠	—	番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報照会の根拠】・第82項	事前	
令和5年3月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和5年3月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年6月30日時点	事後	